

【稚内市一般介護予防事業】

稚内市地域介護予防活動支援事業の お知らせ

○ 地域介護予防活動支援事業とは？

稚内市では、65歳以上の全ての高齢者を対象に介護を要する状態になることを予防する一般介護予防事業を実施しております。

その中の「地域介護予防活動支援事業」では、地域において住民が主体的に取り組む介護予防に関する活動（通いの場における体操やサロンなどの交流など）を行う介護予防サポーター、ふまねっとサポーターなどの個人や団体に対し、下記の支援をしております。

●介護予防のボランティアをしてみたい・・・。

⇒地域で介護予防に取り組める人材の育成などを行っております。

・「介護予防サポーター」
・「ふまねっとサポーター」
など



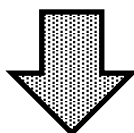
●高齢者が健康になる通いの場をつくりたい。活動したい。
（体操、ふまねっと運動、頭の体操（脳トレ）、サロンなどの交流できる場など）

⇒介護予防サポーター等と一緒に立ち上げ・運営支援を行います。

●介護予防の勉強会をしたいけど、誰に頼んだらよいかわからない。

⇒専門職等の派遣をお手伝いします。

・保健師、栄養士、歯科衛生士、運動インストラクター、リハビリ職 など



ご利用ください！！

稚内市 生活福祉部 長寿あんしん課

（稚内市地域包括支援センター） 電話：23-8585

稚内市中央4丁目 16番2号 稚内市保健福祉センター2階

★ 他の一般介護予防事業は？

稚内市では、下記の事業については、「健康づくり課」（電話23-4000）で実施しています。

- ・介護予防普及啓発事業～介護予防についての教室や講演会の開催など
- ・地域リハビリテーション活動支援事業～地域で行う介護予防活動へのリハビリ専門職等の参加支援